

工期が2年度以上にわたる工事請負契約における前金払等について

平成27年3月24日 制定

工期が2年度以上にわたる工事請負契約における前金払及び部分払については、次により取扱うこととする。

1 前金払について

- (1) 前払金の支払いは、工事全体の前払金を、各年度の支払限度額に対応する各年度の出来高予定額（以下単に「出来高予定額」といい、支払限度額を部分払の率（9/10。以下同じ。）で除して得た額を指すものとする。）の請負代金額に占める割合に応じてそれぞれ各年度毎に分割して行うものとする。ただし、年度末において契約を締結する場合、当該年度の支払限度額の範囲内で支払いができるときに限り、当該年度及び翌年度の前払金をあわせて支払うことができるものとする。
- (2) 各年度の前払金額は、次式によりそれぞれ算定する（10万円未満四捨五入）。ただし、最終年度の前払金額は、それぞれ工事全体の前払金額から前年度までの前払金額の合計額を控除して得た額とする。

$$\text{工事全体の前払金額} \times \frac{\text{当該年度の出来高予定額}}{\text{請負代金額}}$$

（工事全体の前払金額については、10万円未満を切捨てる。）

- (3) 第2年度以降の前金払の時期は、それぞれ年度当初とする。ただし、前年度の出来形が出来高予定額に達していないときは、当該予定額に達したことを確認した後とする。この場合の確認は工事担当者が行う。
- (4) 請負人が保証事業会社と締結する前払金に係る保証契約の保証期間は、いずれも各年度末（最終年度にあっては当該工事のしゅん功期限）とする。なお、(1)ただし書の場合には翌年度末（当該工事が2年度継続工事であるときは、しゅん功期限）とする。

また、(3)ただし書の場合には、前年度の前払金に係る保証期限を予定額に達するまで延長させるものとし、その事務手続は工期延長の場合に準じて行うものとする。

2 部分払について

- (1) 部分払金額は次式により算出する。なお、10万円未満の端数が生じたときは、10万円未満を切捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{請負代金相当額} \times \text{部分払の率} - \left[\begin{array}{l} \text{前会計年度までの支払金額の合計額} + \text{当該会計年度の部分払金額の合計額} \end{array} \right] \\ \\ \text{当該会計年度の前払金額} \times \left\{ \frac{\text{請負代金相当額} - \left[\begin{array}{l} \text{前会計年度までの出来高予定額の合計額} + \text{出来高超過額} \end{array} \right]}{\text{当該会計年度の出来高予定額}} \right\} \end{array}$$

- (2) 部分払回数は、工期が150日以上のもものは、工期日数を50で除して得た数とし、工期が150日未満のもものは3回とする（1(1)ただし書の場合には、この算出した数から1回減じる。）。
- (3) 部分払の請求は、請負人の任意であるが、年度末における部分払については、できるだけ請求するように請負人に指導するものとする。

この場合、出来高超過額（出来形部分に相応する請負代金相当額のうち当該年度までの出来高予定額を超えた額）については、翌年度に入って部分払として支払うこととする。

3 支払限度額

- (1) 支払限度額は、各年度の出来高予定額に部分払の率を乗じて得た額（最終年度にあっては「残額」）とする。
- (2) 前年度の支払額が支払限度額に達しないとき、その差額は当該年度の支払限度額に合算するものとする。

4 契約の締結

- (1) 契約書の前払金額の欄には、各年度毎の出来高予定額に応じた前払金額を記載するものとし、当該各年度以外の年度において前払金を支払うときは、「（ただし、（ ）年度において支払うものとする。）」と付記するものとする。
- (2) 契約書には、「一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款」及び別紙「継続工事特約条項」を添付するものとする。

5 適用

この取扱いは、平成27年 4月 1日から施行する。